

雇用環境・均等室 所管法令の施行スケジュール

施行年月日 法律、企業規模		2021（令和3）年	2022（令和4）年		2023（令和5）年
		4月1日	4月1日	10月1日	4月1日
パート・ 有期雇用 労働法 (注1)	全企業	短時間・有期雇用労働者に対する不合理な待遇の禁止等			
	301人以上 企業	令和2年4月～	一般事業主行動計画の数値目標を2つ以上設定		
女性活躍 推進法	101～300 人企業	令和2年6月～	情報公表を1項目から2項目以上に変更義務付け		
	101～300 人企業		一般事業主行動計画策定届出等義務付け		
パワハラ 防止措置 (注2)	大企業	令和2年6月～	パワーハラスメント防止措置義務付け		
	中小企業		パワーハラスメント防止措置義務付け		
育児・介護 休業法	全企業		労働者への個別周知等措置の義務付け 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件緩和		
	1000人超 企業		出生時育児休業新設 育児休業分割取得		
				育児休業取得状況公表 義務付け	

(注1) パートタイム・有期雇用労働法
(注2) 労働施策総合推進法に基づく措置

■ご質問はお気軽に■

山形労働局雇用環境・均等室 ☎023-624-8228